障がい者支援施設 第二うちがた (生活介護・施設入所支援) 利用料金表

令和4年10月1日改正

1. 介護給付費対象サービスに係る料金

障害支援区分		基本サービス	給付費額	自己負担額(1割負担)
1		生活介護サービス費	11,470 円/日	1,147 円/日
区分 6	2	施設入所支援サービス費	4,590 円/日	459 円/日
	3	生活介護サービス費	8,530 円/日	853 円/日
区分 5 ④		施設入所支援サービス費	3,870 円/日	387 円/日
豆丛 4	(5)	生活介護サービス費	5,850 円/日	585 円/日
区分 4	6	施設入所支援サービス費	3,120 円/日	312 円/日

2. 生活介護に関わる各種加算内容

		給付内容	給付費	自己負担額
7	人員配置体制加算(I)	直接処遇職員が1.7:1以上で配置されている場合	2,120円	212円
(8)	福祉専門職員配置等加算(I)	常勤の生活支援員のうち社会福祉士、介護福祉士等の資	150円	1 E
(8)	価似等门職貝配直寺川昇(1) 	格所有者が35%以上雇用されている場合	150円	15円
(9)	 常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)	常勤換算方法で 3 人以上の看護職員を配置し、医療的ケ	570円	57 円
9)	市封1日读100月 中国 111	アを必要とする利用者にサービス提供している場合	5/0 □	3/ □
		頚髄損傷による四肢麻痺等の障害者であって、リハビリテーシ		
10	リハビリテーション加算(I)	ョン実施計画が作成されているものに対し、生活介護を実施	480 円	48円
		した場合		
(<u>11</u>)	 リハビリテーション加算(Ⅱ)	リハビリテーション加算(I)以外の障害者であって、リハビリ	200円	20 円
(II)	りんこりナーション加昇(1)	テーション実施計画が作成され、生活介護を実施した場合	200 🗅	20 🗇
(12)	初期加算	新規利用の方々が円滑に利用していただくための支援に対す	300円	30 円
(12)	初 期加昇	る加算(利用開始した日から30日以内の期間)	300 □	30 🖂
(13)	福祉・介護職員の賃金改善等について一定の基準に適合す		1月につき+所定単位 61/1000	
(13)	個性* /	る取組みを実施している時	1 ДКУСТИХ	E 宇位 01/1000
(<u>14</u>)	福祉·介護職員等特定処遇改	福祉・介護職員の賃金改善等について一定の基準に適合す	1 日につきょぼ:	定単位 17/1000
(14)	善加算(I)	る取組みを実施している時	1 ДКУСТИХ	E 宇位 17/1000
(15)	│ │ ベースアップ等支援加算	福祉・介護職員の賃金改善等について一定の基準に適合す	1 日につきょぼ:	÷畄位 11/1000
(13)	ハーヘアック寺文版加昇	る取組みを実施している時	1 月につき+所定単位 11/100	
16	送迎加算(I)	片道	380 円	38円
(17)	 欠席時対応加算	急病等により利用を中止した際に連絡調整や相談援助を行	940 円	94 円
T)	八/巾吋刈/ル/川 月	った場合(月4回まで)	940 □	94 🗇
(18)	利用者負担上限管理加算	他居宅系サービス利用に係る負担額と上限管理を行った場	1,500円	150 円
10)	小川日只让上队各连州异	合に加算(月 1 回を限度)	1,500 □	130 🖂

19	食事提供体制加算	所得区分の生活保護、低所得の方が対象	300円	30円
② 77. 巨士运加笠		(1) 1 時間未満(1 日につき)		61 円
20	延長支援加算 	(2) 1 時間以上(1 日につき)	920円	92 円
a	障害福祉サービス事業の	初日~5 日目まで	5,000円	500円
21)	体験利用時支援加算	6 日目~15 日目まで	2,500円	250円

[※] 給付費及び自己負担額は表示がないものは一日あたりの金額です

3. 施設入所支援サービスに関わる各種加算内容

			給付費	自己負担額	
(22)	夜勤職員配置体制加算	定員 21~40 人	夜勤職員の勤務体制を2名以上	600円	60 円
(2)	仪到城兵癿恒件时加异	足負 21 340 八	としている場合に加算	000 🗅	00 []
		一定の要件を満たす	重度障害者に対する手厚い支援	280 円	28 円
		場合	体制がとられている場合に加算	20011	2011
			区分 6 で気管切開に伴う人工呼		
23)	重度障害者支援加算(I)		吸器による呼吸管理が必要な者、		
			または重症心身障害者が 2 名以	220 円	22 円
			上いる場合は重度障害者支援加		
			算(I)に 22 単位/日を加算		
		歯科医師又は歯科医師	5の指示を受けた歯科衛生士が職員		
24)	口腔衛生管理体制加算	の口腔ケアを一に係る技	術的助言を月1回以上行っている	300円	30円
		場合に加算			
(25)	口腔衛生管理体制加算を算定し、なおかつ基準要件に該			900円	90円
	当した場合				2011
<u>26</u>	入所時特別支援加算	入所した日から起算して	30 日以内の期間について、サービス	300円	30 円
29	7 (7) FU TUNI ALIXAB AT	提供を行った場合に加算	うされます	30011	3011
			入院、外泊をされた場合、その初		
		入院外泊時加算(I)	日及び最終日を除いて 1 日につき	3,200 円	320円
		7 (1)	加算されます(月 8 日間を限	3,20013	32011
27)	入院·外泊時加算		度)		
			入院、外泊をされた場合、8 日を		
		入院外泊時加算(Ⅱ)	超えた日から 82 日を限度として 1	1,910円	191円
			日につき加算されます		
		90 日を超える入院期	家族等から支援を受けることが困	5,610円	561 円
28)	入院時支援特別加算(月1回	間が4日未満	難な利用者が入院された場合、必	3,01013	30113
20	を限度)	90 日を超える入院期	要な連絡や被服の準備等を施設	11,220 円	1,122 円
		間が4日以上	職員が行った場合に加算されます	11,2201]	1,1441]

		栄養士加算(I)または(II)が算定されている施設にお		
29	療養食加算	養食加算 いて、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に		23 円
		加算されます		
30	 福祉・介護職員処遇改善加算(I)	福祉・介護職員の賃金改善等について一定の基準に適合す	1 日につきょぼ5	÷甾⇔ 06/1000
30	佃位・川護職負処週以普加昇(1)	る取組みを実施している時	1月につき+所定単位 86/1000	
31)	福祉・介護職員特定処遇改善加算(I)		1 日仁つ土 : 託雪	完出/1,000
(31)	個位·川邊職具付足处煙以告加昇(1) 	る取組みを実施している時	1 月につき+所定単位 21/1000	
(32)	 ベースアップ等支援加算	福祉・介護職員の賃金改善等について一定の基準に適合す	1 日につきょぼ5	定単位 28/1000
(3 <i>Z</i>)	ハースアック寺又援加昇	る取組みを実施している時	1月にフさキがん	E半址 20/1000
		退所する利用者に対し、退所後の居住の確保、在宅サービ		
33	地域移行加算	スの利用調整等を行った場合(生活介護利用者に限る)	5,000円	500円
		入所中 2 回、退所後 1 回を限度に加算されます		

[※] 給付費及び自己負担額は表示がないものは一日あたりの金額です

4. 介護給付対象外のサービス

	項目	自己負担額(1日)		
	食 費	1日あたり 1,510円 (昼食代 230円)		
1.	※1 日単位での算定となります	(経管栄養の方で、医療より処方を受けている方を除く)		
	※所得に応じて補足給付があります	※ キャンセル料金 1日あたり 780円		
2.	光熱水費	1 日あたり 267 円		
۷.	※所得に応じて補足給付があります	1 1 1 20/1		
3.	預り金等管理	別途金銭出納管理契約書に基づき管理いたします	月 1,000 円	
4.	特別なサービスの提供とこれに伴う	特別な医療、食事、外出等を希望された場合	実費	
4.	費用	行かな区域、民争、外山寺で中華C1UC物口	大貝	
5.	経管栄養管理	経管栄養(鼻腔栄養、胃瘻塔)利用者の安全管理を行います	1回289円	
6.	介護給付から支給されない日用生	歯ブラシ等の共有できないもの等や、施設で用意しているシャンプー、ボ	実費	
0.	活用品の諸費用	ディーソープ以外を希望された場合	天貝	
7.	おやつ・ジュース・お酒などの嗜好品	食事提供時のお茶、行事での提供以外の個人での飲食物	実費	
8.	私物のクリーニング代	外出着などのクリーニングが必要な衣類の洗濯を希望する場合	実費	
	特殊な用具等、個人で使用する物	テレビなど個人が所有するべき電化製品等、様式便座背もたれ等、その	実費	
9.	付添な用具寺、個人で使用する物	個人しか使えない物	天貝	
10.	理美容代	月1回程度	実費	
11	インフルエンザ等の予防接種に関わ	気圧流に大し 家族の承諾のたと	中弗	
11.	る費用	毎年流行前に本人・家族の承諾のもと	実費	
12.	コピー代	ケース記録などの利用者に関わる記録のコピーを希望される方	1枚10円	
13.	その他、社会生活するうえで一般的に	本人が負担すべき費用と判断されるもの	実費	

障がい者支援施設 第二うちがた (短期入所) 利用料金表

令和4年10月1日改正

1. 介護給付費対象サービスに係る料金: いずれも一日あたりの料金

(1) 障害者サービス

① 福祉型短期入所サービス(I):短期入所のみの利用

障害支援区分	区分6	区分 5	区分4	区分3	区分 1・2
給付費額	9,030円	7,670 円	6,340 円	5,700 円	4,980 円
自己負担額(1割負担)	903 円	767 円	634 円	570円	498 円

② 福祉型短期入所サービス(Ⅱ):日中活動系サービスを併用

障害支援区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分 1・2
給付費額	5,890円	5,160 円	3,110円	2,350 円	1,690 円
自己負担額(1割負担)	589 円	516 円	311円	235 円	169円

③ 福祉強化型短期入所サービス(I):医療的ケアが必要(短期入所のみの利用)

障害支援区分	区分6	区分 5	区分4	区分3	区分 1・2
給付費額	11,040 円	9,690 円	8,350円	7,720 円	7,000 円
自己負担額(1割負担)	1,104 円	969 円	835 円	772 円	700円

④ 福祉強化型短期入所サービス(Ⅱ):医療的ケアが必要(日中活動系サービスを併用)

障害支援区分	区分6	区分 5	区分4	区分3	区分 1・2
給付費額	7,910 円	7,190 円	5,130 円	4,380 円	3,700 円
自己負担額(1割負担)	791 円	719 円	513円	438 円	370 円

(2) 障害児サービス

① 福祉型短期入所サービス(Ⅲ):短期入所のみの利用

障害支援区分	区分 3	区分 2	区分 1
給付費額	7,670 円	6,020 円	4,980 円
自己負担額(1割負担)	767 円	602 円	498 円

② 福祉型短期入所サービス(IV):日中活動系サービスを併用

障害支援区分	区分 3	区分 2	区分 1
給付費額	5,160円	2,730 円	1,690円
自己負担額(1割負担)	516円	273 円	169 円

③ 福祉型短期入所サービス(皿):医療的ケアが必要(短期入所のみの利用)

障害支援区分	区分 3	区分 2	区分 1
給付費額	9,690 円	8,040 円	7,000 円
自己負担額(1割負担)	969 円	804 円	700円

④ 福祉型短期入所サービス(Ⅳ): 医療的ケアが必要(日中活動系サービスを併用)

障害支援区分	区分 3	区分 2	区分 1
給付費額	7,190 円	4,750 円	3,700 円
自己負担額(1割負担)	719 円	475 円	370 円

2. 各種加算内容:対象者のみの加算(表示がないものは一日あたりの金額)

		給付内容	給付費	自己負担額
1	短期利用加算	短期入所の利用を開始した日から 30 日以内の期間に係る費用	300円	30円
2	栄養士配置加算	常勤栄養士が、日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に 留意し、適切な食事管理を行っている場合	220 円	22 円
3	常勤看護職員等配置加算	第勤の看護職員等を1名以上配置している場合	80 円	8円
4	食事提供体制加算	所得区分が一般 2 以外の方に食事を提供した場合	480 円	48円
5	送迎加算	利用者に対して自宅と施設との間の送迎を行った場合(片道)	1,860円	186 円
6	医療的ケア対応支援加算	定められた医療的ケアを必要とする方を 1 名以上受け入れた場合	1,200円	120円
7	重度障害児·者対応支援加算	定められた医療的ケアを必要とする方を一定の割合より多く受け入れている場合	300円	30円
8	福祉·介護職員処遇改善加算(I)	福祉・介護職員等の賃金改善等について一定の基準に適合する 取組みを実施している場合	1月につき、所知	定単位 86/1000
9	福祉·介護職員等特定処遇改善加算(I)	福祉・介護職員等の賃金改善等について一定の基準に適合する 取組みを実施している場合	1月につき、所知	定単位 21/1000
10	ベースアップ等支援加算	福祉・介護職員等の賃金改善等について一定の基準に適合する 取組みを実施している場合	1月につき、所知	定単位 28/1000

3. 利用者負担に関する月額上限

1 カ月当たりのサービス利用にかかる基本料金については、所得に応じて月額上限負担があり、それ以上の負担は生じません。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市町村民税課税世帯(概ね 600 万円以下の収入世帯)	9,300 円
一般 2	一般 1 以外の市町村民税課税世帯	37,200 円

[※]詳細については市町村へお問い合わせください

4. 食費·光熱水費実費負担

所得区分	食 費	光熱水費
生活保護・低所得・一般 1	920 円/日	300 円/日
一般 2	1,600円/日	300円/日

5. その他の料金

下記のサービスについては、介護給付費の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合は所定の料金をお支払いいただきます。

- ① 特別なサービスの提供とこれに伴う費用
- ② 介護給付費から支給されない日常生活上の諸費用